

「とっとり孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム」第2回会議

次 第

令和4年12月27日（火）14:00～
オンライン開催

- (1) 開会
- (2) 統轄監挨拶
- (3) 資料説明
- (4) 意見交換
- (5) 閉会

「とっとり孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム」第2回会議

出席者

区分	団体名	所属・職氏名	
民間支援機関等	NPO 法人鳥取青少年ピアサポート	事務局長 (ひきこもりコーディネーター) 山本 隆義	
	N.K.C ナーシングコアコーポレーション合同会社	代表 神戸 貴子	
	NPO 法人ワーカーズコープさんいんみらい事業所	所長 株本 俊夫	
	社会福祉法人鳥取いのちの電話	事務局次長 伊藤 邦子	
	鳥取県地域生活定着支援センター	センター長 寺垣 琢生	
	一般社団法人鳥取県母子寡婦福祉連合会	理事長 井田 智子	
	鳥取県民生児童委員協議会	副会長 松田 吉正	
	鳥取県児童福祉入所施設協議会	鳥取こども学園希望館 施設長 水野 壮一	
	鳥取県居住支援協議会	副会長 森岡 健一郎	
	日本司法支援センター鳥取地方事務所 (法テラス鳥取)	事務局長 高橋 秀明	
	鳥取県商工会議所連合会	事務局長 林 浩志	
社会福祉法人	社会福祉法人鳥取県社会福祉協議会	地域福祉部生活福祉資金室長兼地域福祉部副部長 川瀬 亮彦	
内閣官房コンサルティング	株式会社野村総合研究所 コンサルティング事業本部 社会システムコンサルティング部	プロジェクトリーダー 石垣 悟	
行政	鳥取市 (市プラットフォーム担当所属)	総務部人権政策局次長兼中央人権福祉センター所長 川口 寿弘	
	米子市	福祉政策課 課長補佐 松原 宏充 係長 堀江 桂	
		こども政策課 課長補佐 松本 充 主任 蘆尾 一期	
		こども相談課 室長 松竹 直樹 係長 田中 君枝	
		倉吉市	福祉課 係長 黒田 昌典
		境港市	福祉課長 山根 幸裕
		岩美町	福祉課長 原田 幸栄
	三朝町	健康福祉課 課長補佐 吉田 美穂	
	湯梨浜町	総合福祉課長 前田 知代	
	琴浦町	福祉あんしん課	

		課長補佐 河上 登
	北栄町	福祉課 室長 松嶋 まゆみ
	日吉津村	福祉保健課 係長 本庄 珠理恵
	伯耆町	福祉課 副室長 宅野 紳一
	日南町	福祉保健課長 出口 真理
	日野町	健康福祉課 副主幹 吉原尚志
	事務局	統轄監 池上 祥子
		福祉保健部長 中西 眞治
		福祉保健部ささえあい福祉局副局長 明場 達朗
		福祉保健部ささえあい福祉局福祉保 健課地域福祉推進室長 八本 晃一
		福祉保健部ささえあい福祉局福祉保 健課地域福祉推進室 課長補佐 中村 礼

国事業を活用した試行的事業の取組状況について

(1) 孤独・孤立に関する県内アンケート調査

- 実施日程 令和4年12月15日から同月21日まで
 - 調査委託先 株式会社サーベイリサーチセンター（国の全国調査の実施事業者）
 - 調査方法 インターネット上での調査
 - 調査対象 実査を委託する民間事業者のインターネットモニターに登録している満16歳以上の男女（約9,000人（うち約1,700人の回収想定））
 - 調査事項 32問
 - ①孤独・孤立に関する事項
孤独感、社会や他人との関わり方の満足度、外出頻度等
 - ②関連事項
コミュニケーションツールの利用状況、不安や悩みの相談相手の有無、心身の健康状態等
 - ③属性事項
年齢、性別、同居人の有無・数等
- ※上記の国調査事項に加え、孤独・孤立の状態が解消した経験等の本県独自の設問も調査
※県内の状況を調査し、現在、集計・分析作業中。実態を把握した上で対策立案等につなげる。

(2) 広報ツールの作成

- 県の孤独・孤立総合案内ページ等を記載した広報ツールを作成・配布し、支援につなげる。
- 発注予定 名刺サイズのPRカード、チラシ、カード型除菌スプレー 40,000部
- 配付予定 令和5年2月中旬以降

(トップ画面)

<鳥取県>

孤独・孤立に関するアンケート調査

問1 あなたの年齢（令和4年（2022年）12月1日現在の年齢）を記入してください。

--	--	--

 歳

問2 あなたの性別をお答えください。（○はひとつだけ）

1 男性
2 女性
3 その他（どちらともいえない・わからない・答えたくない）

問3 あなたが現在お住まいの地域はどのような所ですか。（○はひとつだけ）

1 市町村の中心部に住んでいる
2 市町村の中心部の周辺に住んでいる
3 その他（ ）

問4 あなたの現在の婚姻状況をお答えください。なお、「配偶者（パートナー）」には事実上夫婦として生活しているが、婚姻届を提出していない場合を含めます。（○はひとつだけ）

1 未婚	3 死別
2 配偶者あり	4 離別

問5 あなたと同居している人をお答えください。なお、「配偶者（パートナー）」には事実上夫婦として生活しているが、婚姻届を提出していない場合を含めます。（○はいくつでも）

1 配偶者
2 子
3 子の配偶者
4 父
5 母
6 配偶者の父・母
7 孫
8 祖父・祖母
9 兄弟姉妹
10 他の親族（曾祖父母・ひまご・おじ・おば・おい・めいなど）
11 その他の人（ホームステイをしている人など）

	2
--	---

(次ページの問5-1、2へ)

【問5で「1」～「11」と回答した方へ】

問5-1 あなたと同居している人は合計で何人ですか。あなた以外の人数をお答えください。(〇はひとつだけ)

- | | | | |
|---|----|---|------|
| 1 | 1人 | 4 | 4人 |
| 2 | 2人 | 5 | 5人以上 |
| 3 | 3人 | | |

【問5で「1」～「11」と回答した方へ】

問5-2 あなたと同居している人のうち、収入を得ている人は合計で何人ですか。あなた以外の人数をお答えください。(〇はひとつだけ)

- | | | | |
|---|----|---|----------------|
| 1 | 1人 | 5 | 5人以上 |
| 2 | 2人 | 6 | 収入を得ている同居人はいない |
| 3 | 3人 | 7 | わからない |
| 4 | 4人 | | |

【再び、全員の方へ】

問6 あなたが最後に卒業した学校、または現在、在学している学校をお答えください。(〇はひとつだけ)

- | | | | |
|---|--------------|---|-----|
| 1 | 小学・中学 | 5 | 大学 |
| 2 | 高校（旧制中学校を含む） | 6 | 大学院 |
| 3 | 専門学校 | 7 | その他 |
| 4 | 短大・高専 | | |

問7 あなたの現在の仕事をお答えください。(〇はひとつだけ)

- | | |
|---|-----------------------|
| 1 | 正規の職員・従業員 |
| 2 | 派遣社員 |
| 3 | パート・アルバイト（学生アルバイトを除く） |
| 4 | 契約社員・嘱託 |
| 5 | 会社などの役員 |
| 6 | 自営業主 |

- 7 家族従業者・内職
- 8 学生・生徒
- 9 収入をとまなう仕事をしていない（仕事を探している）
- 10 収入をとまなう仕事をしていない（仕事を探していない）
- 11 その他

問8 あなたの現在の住まいをお答えください。(○はひとつだけ)

- 1 持ち家（一戸建）
- 2 持ち家（マンションなどの共同住宅）
- 3 民営の賃貸住宅
- 4 都道府県・市区町村営の賃貸住宅
- 5 都市再生機構（UR）・公社などの賃貸住宅
- 6 給与住宅（社宅・公務員住宅など）
- 7 会社・学校等の寮・寄宿舍
- 8 その他・わからない

問9 あなたの世帯の2020年における年間収入（税・社会保険料込み）をお答えください。自営業の場合には営業利益（税込み）をお答えください。(○はひとつだけ)

- | | |
|-------------|---------------|
| 1 100万円未満 | 6 500～699万円 |
| 2 100～199万円 | 7 700～999万円 |
| 3 200～299万円 | 8 1000～1499万円 |
| 4 300～399万円 | 9 1500万円以上 |
| 5 400～499万円 | 10 わからない |

問10 あなたが人とのコミュニケーションをする際にお使いの情報通信機器をお答えください。(○はいくつでも)

- 1 固定電話・FAX
- 2 携帯電話・スマートフォン
- 3 タブレット型端末
- 4 パソコン
- 5 その他の通信機器（インターネットに接続できるゲーム機等）
- 6 人とのコミュニケーションには使っていない

問11 あなたはどの程度、外出していますか。(○はひとつだけ)

- 1 週5日以上
- 2 週3～4日程度
- 3 週1～2日程度
- 4 週1日未満
- 5 外出しない

問12へ

【問11で「1」～「3」と回答した方へ】

問11-1 最近1週間の外出の目的は何ですか。(○はいくつでも)

- 1 仕事・学校
- 2 人とのつきあい・交流
- 3 趣味や娯楽、散歩や運動
- 4 地域活動・ボランティア活動
- 5 食事・買い物・日常の用事
- 6 通院
- 7 その他

【再び、全員の方へ】

問12 最近1週間の行動範囲はどれですか。(○はいくつでも)

- 1 自宅(自室)
- 2 自宅(家族と共用の部屋)
- 3 親族・友人等の家
- 4 職場や学校等の拠点
- 5 趣味や活動等の拠点(職場・学校以外)
- 6 不特定多数の人が利用する場所(公共施設・商業施設・娯楽施設・公園等)
- 7 その他

問13 あなたと同居していない家族や友人たちとのコミュニケーション頻度について、①～⑤ごとにそれぞれお答えください。また、あなたと同居している人がいる場合、その人とのコミュニケーション頻度についてもお答えください。

(①～⑤について、それぞれ○はひとつだけ)

(1) 【同居していない家族や友人たちとのコミュニケーション頻度】

	週4～5回以上	週2～3回程度	週1回程度	2週間に1回程度	月1回程度	月1回未満	全くない
① 直接会って話す	1	2	3	4	5	6	7
② 電話（ビデオ通話含む）	1	2	3	4	5	6	7
③ 郵便やFAX	1	2	3	4	5	6	7
④ SNS（LINEによるチャットなど）	1	2	3	4	5	6	7
⑤ 電子メールやショートメール	1	2	3	4	5	6	7

(2) 【同居している人たちとのコミュニケーション頻度】

(同居している人がいる場合にお答えください。)

	週4～5回以上	週2～3回程度	週1回程度	2週間に1回程度	月1回程度	月1回未満	全くない
① 直接会って話す	1	2	3	4	5	6	7
② 電話（ビデオ通話含む）	1	2	3	4	5	6	7
③ 郵便やFAX	1	2	3	4	5	6	7
④ SNS（LINEによるチャットなど）	1	2	3	4	5	6	7
⑤ 電子メールやショートメール	1	2	3	4	5	6	7

問14 あなたは現在、どのような活動に参加をしていますか。人と交流する活動についてお答えください。(〇はいくつでも)

- 1 PTA・自治会・町内会などの活動
- 2 子ども・障がい者・高齢者など、家族以外の人の手助けをする活動
- 3 上記以外のボランティア活動
- 4 スポーツ・趣味・娯楽・教養・自己啓発などの活動(部活動等含む)
- 5 その他の活動(同窓会活動・宗教や信仰上の活動など)
- 6 特に参加はしていない

問15 あなたは現在、行政機関やNPO等の民間団体から、困りごとに対する支援(対価を直接支払うものを除く。)を受けていますか。(〇はひとつだけ)

- 1 受けている
- 2 受けていない → 次ページの問15-3へ
- 3 わからない → 次ページの問16へ

→【問15で「1 受けている」と回答した方へ】

問15-1 あなたはどこから支援を受けていますか。(〇はいくつでも)

- 1 行政機関(国や自治体)
- 2 社会福祉協議会
- 3 NPO等の民間団体・ボランティア団体
- 4 自治会・町内会
- 5 その他

→【問15で「1 受けている」と回答した方へ】

問15-2 あなたはどのような支援を受けていますか。(〇はいくつでも)

- 1 経済的な支援(給付や貸付等)
- 2 現物提供等の支援(食料品・日用品の提供)
- 3 人的な支援(世話や介護)
- 4 相談支援(助言や情報提供等)
- 5 その他

【問15で「2 受けていない」と回答した方へ】

問15-3 その理由をお答えください。(○はいくつでも)

- 1 支援が必要ではないため
- 2 支援が必要だが、我慢できる程度であるため
- 3 支援の受け方がわからないため
- 4 支援を受けるための手続きが面倒であるため
- 5 支援を受けるのが恥ずかしいと感じるため
- 6 支援を受けると相手に負担をかけるため
- 7 支援を申し込んだが断られたため(支援対象外の場合を含む)
- 8 その他

【再び、全員の方へ】

問4 あなたに不安や悩みが生じた場合、相談相手はいますか。(○はひとつだけ)

1 いる

2 いない

→ 次ページの間16へ

【問16で「1 いる」と回答した方へ】

問16-1 あなたは誰に相談をしますか。(○はいくつでも)

- 1 家族・親族
- 2 友人・知人
- 3 自治会・町内会・近所の人
- 4 仕事・学校関係者(職場の同僚・学校の先生等)
- 5 行政機関(国や自治体)
- 6 NPO等の民間団体・ボランティア団体
- 7 その他
- 8 わからない(相談窓口の運営者が不明な場合を含む)

【再び、全員の方へ】

問17 あなたは不安や悩みを相談することについて、どのように感じますか。

(○はいくつでも)

- | | |
|---|-------------------------------|
| 1 | 相談することで解決できるまたは解決の手掛かりが得られる |
| 2 | 相談することで解決しなくとも気持ちが楽になる |
| 3 | 相手に連絡を取ることや、不安や悩みを説明するのが面倒である |
| 4 | 相談することが恥ずかしい |
| 5 | 相談すると相手の負担になる |
| 6 | 相談しても無駄である（相談しても解決しない） |
| 7 | その他 |

問18 あなたは、まわりで困っている人がいたら、積極的に声掛けや手助けをしていますか。(○はひとつだけ)

- | | |
|---|-------------------------------------|
| 1 | している |
| 2 | 現時点ではたまたましていないが、最近まではしていた |
| 3 | していない（自分にはできない） |
| 4 | していない（手助けを求める人がいない） |
| 5 | していない（したいと思わない・手助けを必要とする人がいるか分からない） |
| 6 | その他 |

問19 あなたは、自分には人とのつきあいが無いと感じることがありますか。

(○はひとつだけ)

- | | | | |
|---|--------|---|------|
| 1 | 決してない | 3 | 時々ある |
| 2 | ほとんどない | 4 | 常にある |

問20 あなたは、自分は取り残されていると感じることがありますか。

(○はひとつだけ)

- | | | | |
|---|--------|---|------|
| 1 | 決してない | 3 | 時々ある |
| 2 | ほとんどない | 4 | 常にある |

問21 あなたは、自分は他の人たちから孤立していると感じることがありますか。

(○はひとつだけ)

- | | | | |
|---|--------|---|------|
| 1 | 決してない | 3 | 時々ある |
| 2 | ほとんどない | 4 | 常にある |

問22 あなたはどの程度、孤独であると感じることがありますか。(○はひとつだけ)

- | | |
|----------|---------------|
| 1 決してない | 4 時々ある |
| 2 ほとんどない | 5 しばしばある・常にある |
| 3 たまにある | |

問23 その状況(問22で回答した状況)はどの程度前から続いていますか。

(○はひとつだけ)

- | | |
|-------------|------------|
| 1 6ヶ月未満 | 5 3年以上5年未満 |
| 2 6ヶ月以上1年未満 | 6 5年以上 |
| 3 1年以上2年未満 | 7 その他 |
| 4 2年以上3年未満 | |

問24 その状況(問22で回答した状況)に至る前に経験した出来事をお答えください。

(○はいくつでも)

- | |
|-----------------------------------|
| 1 一人暮らし |
| 2 転居 |
| 3 転校・転職・離職・退職(失業を除く) |
| 4 失業・休職・退学・休学(中退・不登校を含む) |
| 5 家族との離別 |
| 6 家族との死別 |
| 7 家族以外の親しい知人等との死別 |
| 8 家族間の重大なトラブル(家庭内別居・DV・虐待を含む) |
| 9 心身の重大なトラブル(病気・怪我等) |
| 10 人間関係による重大なトラブル(いじめ・ハラスメント等を含む) |
| 11 金銭による重大なトラブル |
| 12 生活困窮・貧困 |
| 13 自然災害の被災・犯罪の被害等 |
| 14 その他の出来事(その内容: _____) |
| 15 いずれも経験したことがない |

問25 あなたの現在の心身の健康状態をお答えください。(○はひとつだけ)

1 よい	4 あまりよくない
2 まあよい	5 よくない
3 ふつう	

問5 あなたは、障害者手帳をお持ちですか。(○はひとつだけ)

1 持っている
2 持っていない

問27 あなたは現在、社会や他人とのかかわり方に満足していますか。①及び②について、それぞれお答えください。なお、ここでいう「社会」とは、会社、学校、地域コミュニティ（自治会、町内会など）などを指します。(①及び②について、それぞれ○はひとつだけ)

	満足している	まあ満足している	どちらともいえない	やや不満である	不満である
① 社会とのかかわり方	1	2	3	4	5
② 他人とのかかわり方	1	2	3	4	5

問28 新型コロナウイルス感染拡大が始まった2020年3月頃より前と比べて、人とのコミュニケーションにどのような変化がありましたか。①及び②について、それぞれお答えください。(①及び②について、それぞれ○はひとつだけ)

	増えた	変わらない	減った
① 人と直接会ってコミュニケーションをとること	1	2	3
② 人と直接会わずにコミュニケーションをとること (例：手紙・電話・SNS・インターネットなど)	1	2	3

問29 新型コロナウイルス感染拡大が始まった2020年3月頃より前と比べて、日常生活にどのような変化がありましたか。①～⑥について、それぞれお答えください。
 (①～⑥について、それぞれ○はひとつだけ)

	良 く な っ た	良 ま く あ な っ た	変 わ ら な い	悪 や く な っ た	悪 く な っ た
① 生活全体	1	2	3	4	5
② 家族との関係	1	2	3	4	5
③ 家族以外の親しい人との関係	1	2	3	4	5
④ 地域・社会とのつながり	1	2	3	4	5
⑤ 学習環境・職場環境 (学び方・働き方を含む)	1	2	3	4	5
⑥ 心身の健康状態	1	2	3	4	5

問30 孤独・孤立状態にある方にどのような支援が必要だと思いますか。
 (具体的に記載してください。)

問6 もし、あなたが孤独・孤立を感じているようでしたら、その具体的な内容はどのようなことですか。(○はいくつでも)

- | |
|---|
| 1 孤立・孤独を感じていない
2 身近に相談できる人、場所がない又は相談先がわからない
3 病気・怪我による心身の不調
4 家庭や地域で居場所がない
5 人間関係がうまく構築できない
6 孤独を感じてはいるが、しがらみもないのでその方が望ましいと思う
7 その他(具体的に記載してください。) |
|---|

問7 孤独・孤立の状態が解消した経験についてお答えください。

(1) 孤独・孤立の状態が解消(一時的な場合も含む)したと感じた経験がある場合、それはどのようなきっかけによりますか。(複数回答可)

(1-1) また、そのきっかけができたのは自発的な活動によるものか、行政等の外部からの情報提供等によるものかお答えください。

(②～⑥について、それぞれ○はひとつだけ)

		(1)		(1-1)
		経験に○印	孤独・孤立の状態が解消したと感じた	出会いやつながり等のきっかけ
①	孤立・孤独を感じたことがない	1		
②	相談や話ができる相手との新たな出会いがあった	2	→	1 自発的な活動 2 行政等の外部からの情報提供等 3 「1」と「2」の両方
②	行政等の支援機関とのつながりができた	3	→	1 自発的な活動 2 行政等の外部からの情報提供等 3 「1」と「2」の両方
③	転居等により環境に変化があった	4	→	1 自発的な活動 2 行政等の外部からの情報提供等 3 「1」と「2」の両方
④	他者と交流できる場所が身近にできた	5	→	1 自発的な活動 2 行政等の外部からの情報提供等 3 「1」と「2」の両方
⑤	時間が経過することで、自分の気持ちに変化が生じた	6	→	1 自発的な活動 2 行政等の外部からの情報提供等 3 「1」と「2」の両方
⑥	孤独・孤立を感じたことがあるが、現在もそれが解消していない	7		

(2) 上記の②～⑥のほか、孤独・孤立の状態が解消した経験がございましたら、自由にご記入ください。

孤独・孤立に関する相談窓口（名称：生活困りごと相談窓口）

令和4年11月に設置した孤独・孤立に関する相談窓口において、相談の入口として悩みを受け止め、相談内容に応じて専門の相談窓口やプラットフォーム構成員をはじめとする支援機関等につなぐ。

■ 設置場所：県内3か所の県立ハローワーク内

■ 設置時期：11月24日～

■ 相談内容：生きづらさを感じる、生活に困っている、家族に関して悩んでいるなど、何でも可

■ 委託先：NPO法人ワーカーズコープ

■ 開設日・時間

・ 電話相談は年中無休（平日：午前8時30分から午後5時15分まで、

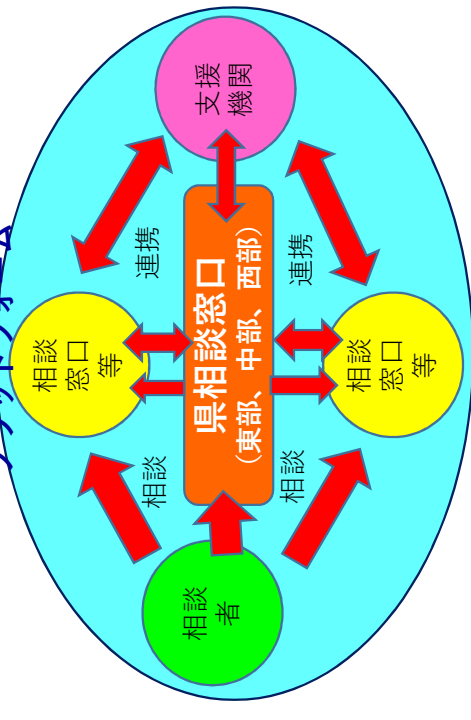
土日祝日：午前9時から午後5時15分まで）

・ 対面相談は週2回開設

【鳥取】火曜日・木曜日【倉吉】水曜日・金曜日【米子】火曜日・木曜日

※各相談窓口間で実施可能な支援内容を共有するとともに、支援機関等（プラットフォーム構成機関）から、孤独・孤立に関する相談窓口に対し、他の支援機関等へのつなぎなど支援に関する相談があった場合、他の相談窓口や支援機関につなげること等により、相談支援の充実を図る。

⇒ 各相談窓口、支援機関間の連携強化も必要



生活困りごと 相談窓口

悩みごとを
ひとりで抱えていませんか？
ひとりで抱えず、
まずはご相談ください。



「生活困りごと相談窓口」では、孤独・孤立で悩まれている方のご相談でもご利用いただけます。

□新型コロナウイルス感染症や物価高騰等の影響を受けてお困りの方など、生活上の困りごとに関する相談をお受けする「生活困りごと相談窓口」(東部・中部・西部の県立ハローワークに設置)を、孤独・孤立のお悩みにも対応する窓口として拡充しました。相談日も増やしてご相談をお受けします。

**相談
無料**

あなたのための相談場所があります。

お電話でのご相談はこちら ※年中無休

TEL070-2355-9471(平日/8:30~17:15) TEL080-5757-4962(土・日・祝日/9:00~17:15)

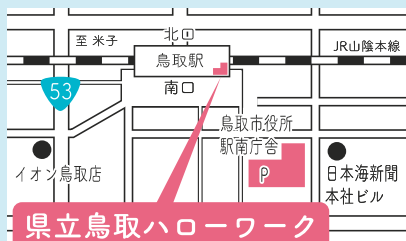
窓口でのご相談はこちら

県立鳥取ハローワーク内

鳥取市東品治町111-1 JR鳥取駅構内

火曜日 13:30~16:00

木曜日 10:00~12:00



県立倉吉ハローワーク内

倉吉市山根557-1 パープルタウン1階

水曜日 10:00~12:00

金曜日 10:00~12:00

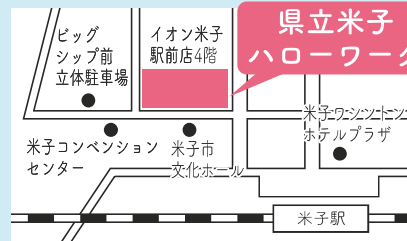


県立米子ハローワーク内

米子市末広町311 イオン米子駅前店4階

火曜日 10:00~12:00

木曜日 13:30~16:00



■お問い合わせ
鳥取県福祉保健部ささえあい福祉局福祉保健課
TEL0857-26-7859

■鳥取県自立相談支援機関サポート事業受託者
特定非営利活動法人ワーカーズコープさんいんみらい事業所
鳥取市吉方温泉1丁目252-1 TEL0857-30-7471

相談窓口、制度、手続きなどを、まとめてご紹介しています。 鳥取県ホームページ <https://www.pref.tottori.lg.jp/301076.htm>



孤独・孤立は人生の中で誰にでも起こりうるものです。 つらいときは、悩みを抱え込まずに声をあげることが、 次に進むきっかけとなります。

近年、核家族化の進行、社会の高度化・複雑化などにより、生活困窮や老老介護、8050問題、ヤングケアラーの存在などの問題が生じており、県・市町村・関係団体や機関が連携して支援を進めてまいりました。

国では、長引くコロナ禍の影響により、孤独・孤立の問題が社会問題として深刻化・顕在化していることを踏まえ、令和3年2月より孤独・孤立対策担当大臣が司令塔となり、政府一体となって孤独・孤立対策が推進されています。

本県でも令和4年9月に、孤独・孤立の問題について、行政、民間支援機関等、多様な主体が幅広く参画する「とっとり孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム」を創設し、官民一体で取組を推進していくこととしています。

引き続き、県内における取組や体制をさらに充実・強化しながら、おひとりおひとりに寄り添い、解決に向けた支援に連携して取り組んでまいります。

とっとり孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム

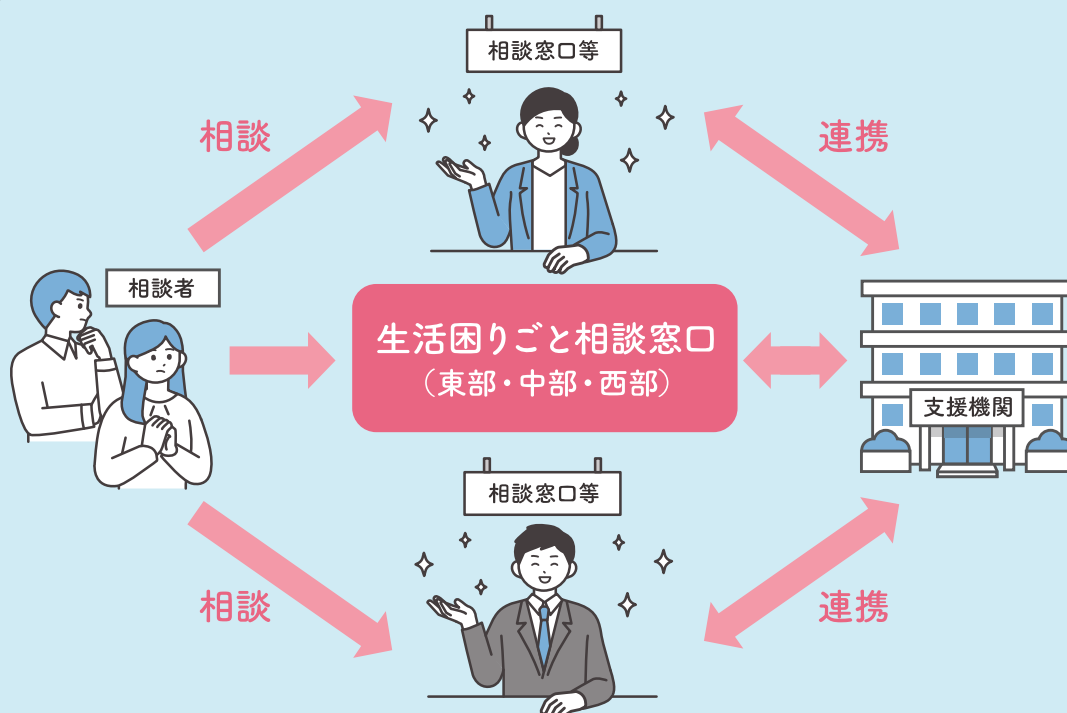
孤独・孤立の問題については、行政による政策的な対処のみでは困難又はなじみづらい場合があり、一方で、NPO法人や社会福祉法人等の支援機関単独では対応が困難な実態もあることから、行政、民間支援機関等、多様な主体が幅広く参画し、官民一体で取組を推進します。

□構成機関

- ・行政（県、県教育委員会、市町村）、社会福祉法人（県社会福祉協議会）、民間支援機関等

□活動内容

- ・孤独・孤立対策に関する広報活動
- ・孤独・孤立対策に取り組むNPO法人等の支援
- ・関係機関の取組の情報共有及び課題や連携に関するワークショップ実施等の連携強化活動など



孤独・孤立を防ぐ温もりのある支え愛社会づくり推進条例

本人及び家族・援助者の支援に一体的に取り組む条例は

全国初

ヤングケアラー、老々介護、8050問題をはじめとする課題について、地域の絆を活かして対策を行い、孤独・孤立を防ぎ誰一人取り残さない社会をつくる

施行日：令和5年1月1日

以下について、県・市町村・関係団体等の役割として規定すること等により推進

○県民、行政、事業者、関係機関等相互のネットワークの強化

→地域で必要な支援が届いていない方の発見・見守りと支援機関へのつなぎ、関係者で連携した支援の実施

○個人情報の活用

→支援に必要な情報をできる限り関係機関で共有（法令に情報共有の根拠がない場合は本人同意取得による）

○包括的な支援、制度の狭間の方への対応の充実

→高齢、障がいなど課題ごとの縦割りではなく、家族等を包括的に支援する体制整備
→地域資源の活用で新たな施策を創設すること等により制度の狭間の方に対応

○支援、相談等を担う人材の育成・確保

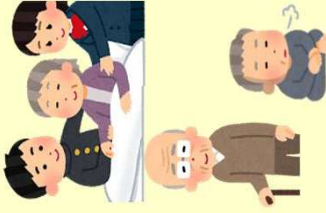
→直接支援やコーディネートを行う高いスキルを持った人材育成など

○必要な各種施策の推進

→アウトリーチも含めた相談体制充実、ピアサポート推進、レスパイト支援充実、修学支援 など

地域

ヤングケアラー



8050問題

包括的支援体制

産後うつ



老々介護



援助を必要とする方、それらの人を援助する身近な方で、孤独・孤立の状態にある方

県

市町村

関係機関

県民・事業者

ネットワークの充実

<p>条例名等</p>	<p>鳥取県孤独・孤立を防ぐ温もりのある支え愛社会づくり推進条例</p>
<p>提出理由及び概要</p>	<p>1 提出理由 核家族化の進行や都市化の進展、社会の高度化・複雑化等により、ヤングケアラーや産後鬱となる人の存在、老々介護、8050 問題などにより、本人が望まない孤独を感じ又は孤立していることが大きな課題として認識されるようになった。これらの解決には、周囲の理解・協力を得て「支え愛」の理念の下、きめ細やかな対策が必要であり、県、市町村、県民、事業者、関係団体等及び民間支援団体が一体となって、人々の絆を活かし、誰一人取り残さない社会づくりを推進することで、全ての県民がふるさと鳥取で安心して暮らし続けることができるよう、条例を制定する。</p> <p>2 概要</p> <p>(1) 目的 この条例は、県及び市町村の責務並びに県民、事業者及び関係団体等の役割を明らかにし、相互の連携と協力により、援助者、被援助者及びその他の家族等（以下「特定援助者等」という。）の支援（以下「支援」という。）に取り組むために必要な事項を定めることにより、援助を行う者と援助を受ける者の孤独・孤立を防ぎ、全ての県民が地域社会の中で互いに支え合う温もりのある社会づくりの推進に資することを目的とする。</p> <p>(2) 基本的な考え方</p> <p>ア 特定援助者（援助を必要とする親族等の身近な者に無償で介護等の「家庭内援助」を行う者をいう。）等への支援は、全ての特定援助者等が個人として尊重され、健康で文化的な生活を営み、自己実現や社会参加をすることができるよう行われなければならない。</p> <p>イ 支援は、県、市町村、県民、事業者、関係団体等（福祉、医療、保健、就労、教育等の業務を行い、その業務を通じて、日常的に支援に関わる可能性がある団体又は個人をいう。）、民間支援団体等の多様な主体が相互に連携を図りながら、特定援助者等との信頼関係を構築しつつ、特定援助者等が孤独を感じ、又は孤立することのないように共に支え合い生きる支え愛の理念の下で行われなければならない。</p> <p>(3) 県・市町村の責務</p> <p>ア 県は、支援に関する施策を実施するとともに、市町村、事業者、関係機関等及び民間支援団体と有機的に連携を図るとともに、情報の提供、助言その他の必要な支援を行う。</p> <p>イ 市町村は、法令等に基づくサービスのほか支援に関する施策に取り組むとともに、包括的な相談支援体制の整備等に主体的に取り組むよう努める。</p> <p>ウ 市町村は、法令等サービスによっては十分な援助を受けることができないと考えられる特定援助者等又は必要な援助を受けることができていない特定援助者等に対して、制度の創設、地域の社会資源の活用等によって、支援するよう努める。</p> <p>(4) 県民等の役割</p> <p>ア 県民は、あらゆる機会を通じて、特定援助者等についての理解と関心を深めるとともに、見守り及び声かけその他の支援に努める。</p>

<p>提 出 理 由 及 び 概 要</p>	<p>イ 事業者は、雇用している者等が特定援助者である可能性があることを認識し、その就労と家庭内援助との両立ができるよう配慮に努める。</p> <p>ウ 関係団体等は、特定援助者を認知したときは、その意思を尊重しつつ、支援の必要性の有無、他に家庭内での援助が必要な者がいないか把握に努める。</p> <p>エ 教育に関する業務を行う関係機関は、特定援助者を認知したときは、その意思を尊重しつつ、支援の必要性の早期の把握に努めるとともに、早期の支援につながるよう必要な措置を講ずるよう努める。</p> <p>(5) 個人情報の活用と保護 県、市町村、関係団体等及び民間支援団体は、特定援助者等支援の実施に当たっては、必要に応じてその保有する個人情報を、法律の規定に基づき、又は本人の同意を得て、共有するよう努める。</p> <p>(6) 支援等の推進 ア 県は、市町村と連携協力して、必要な支援に関する施策を推進する。 (ア) 特定援助者等に対する一般的施策 ・ 特定援助者等、関係団体等、民間支援団体、県民等の幅広いネットワークの充実及び連携の推進 ・ 既存の法令等サービスによっては十分な援助を受けることができていないと考えられる特定援助者等を、制度の創設、地域の社会資源の活用等によって支援 ・ 特定援助者等に対するアウトリーチも含めた相談体制の整備・充実。相談対応に際しては、利便性に配慮するとともに、必要に応じてソーシャルネットワーキングサービスなどを活用 ・ ピアサポートの推進や自助グループの育成 ・ 特定援助者等に対する包括的な支援 など (イ) ヤングケアラーをはじめとする特定援助者を支援する施策 ・ 特定援助者の負担軽減に必要な支援 ・ 特定援助者等及び県民が援助の方法等に関する理解を深めるために必要な情報の提供、研修の実施等 ・ 関係団体等に属する者を対象とした、特定援助者を早期に認知するための研修及び県民への普及啓発 など (ウ) 障がい者、高齢者等の被援助者を支援する施策 ・ 福祉サービス・生活訓練・就労支援等の充実 ・ 特定援助者の高齢化等により援助が困難となった場合においても、被援助者の希望に応じて地域での生活を続けられるよう支援 など</p> <p>イ 県は、相談対応、助言、日常生活及び社会生活の支援その他の支援又は支援の調整を担う人材の育成及び確保に必要な施策を講ずる。</p> <p>ウ 県は、家庭、学校、職域、地域その他の様々な場を通じて、研修の充実等により、必要な普及啓発を行う。</p> <p>エ 県は、必要な財政上の措置を講ずるよう努める。</p> <p>(7) 施策の推進、検証等 県は、支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進のため必要な事項を調査審議し、及びその施策の実施状況を検証するため、「孤独・孤立を防ぐ温もりのある支え愛社会づくり審議会」を置く。</p> <p>(8) 施行期日等 ア 施行期日は、令和5年1月1日とする。 イ 鳥取県附属機関条例について、(7)に伴う所要の改正を行う。</p>
--	---

鳥取県孤独・孤立を防ぐ温もりのある支え愛社会づくり推進条例

豊かな自然と歴史的に育まれてきた地域の人々の絆に恵まれた鳥取県では、地域の住民が互いに支え合う温もりのある社会づくりが進められてきた。

しかし、近年、核家族化の進行、都市化の進展、社会の高度化・複雑化等により家庭を取り巻く環境は大きく変化し、家庭内における過重な介護等の負担により学習や就業に支障を来しているヤングケアラーといわれる若者、子育てにおける孤立感等が原因となる産後鬱を発症する者、高齢者が高齢者を介護する老老介護や高齢の親が中高年のひきこもり状態にある子を支える8050問題といわれる身体的又は精神的負担を負う者等が、本人が望まない孤独を感じ、又は孤立していることが、大きな課題として認識されるようになった。

これらの課題は、本人や家庭内だけで解決することは容易ではなく、周囲の理解を深め、協力を得ながら、共に支え合い生きる「支え愛」の理念の下、個々の県民生活の実情に即したきめ細やかな対策が必要となっている。

県、市町村、県民、事業者、関係団体等及び民間支援団体が一体となって、全ての県民が望まない孤独を感じ、又は孤立することを防ぎ、人々の絆を活かし、援助を必要とする者の存在に気づき、必要な支援を行う誰一人取り残さない社会づくりを推進することで、全ての県民がふるさと鳥取で安心して暮らし続けることができるよう、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、援助を行う者、援助を受ける者及びその他の家族の支援に関し、県及び市町村の責務並びに県民、事業者及び関係団体等の役割を明らかにするとともに、相互の連携と協力により、その支援に関する施策に取り組むために必要な事項を定め、援助を行う者及び援助を受ける者の孤独・孤立を防ぎ、全ての県民が地域社会の中で互いに支え合う温もりのある社会づくりの推進に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 家庭内援助 高齢、障がい、ひきこもりその他の事由により援助を必要とする者に対して、その家族等（同居又は別居を問わず、父母、祖父母、配偶者、子、孫、兄弟姉妹その他の親族又はその他これらに準ずる者をいう。以下同じ。）が無償で行う介護、看護、日常生活上の世話その他の援助をいう。
- (2) 特定援助者 家庭内援助を行う者をいう。
- (3) 被援助者 家庭内援助その他の身体的又は精神的援助を受ける者をいう。
- (4) 特定援助者等 特定援助者、被援助者及びその他の家族等をいう。
- (5) 特定援助者等支援 特定援助者等に生じる身体的又は精神的負担を軽減させるとともに、孤独・孤立の問題に対応するため、行政若しくは民間が、又は行政と民間との協働により行う支援をいう。
- (6) 関係団体等 福祉、医療、保健、就労、教育その他これらに類する分野の業務を行い、その業務を通じて、日常的に特定援助者等支援に関わる可能性がある団体又は個人をいう。
- (7) 民間支援団体 特定援助者等支援を行うことをその設置目的の一つとする民間の団体をいう。

(基本理念)

第3条 特定援助者等支援は、全ての特定援助者等が個人として尊重され、健康で文化的な生活を営み、自己実現や社会参加をすることができるように行われなければならない。

2 特定援助者等支援は、県、市町村、県民、事業者、関係団体等、民間支援団体等の多様な主体が相互に連携を図りながら、特定援助者等との信頼関係を構築しつつ、特定援助者等が孤独を感じ、又は孤立することのないように共に支え合い生きる支え愛の理念の下で行われなければならない。

3 特定援助者等支援においては、全ての特定援助者等が、適切な教育及び就労の機会並びにその他必要なサービスの提供を受ける機会が確保されるように十分配慮されなければならない。

(県の責務)

第4条 県は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、特定援助者等支援に関する施策を実施するとともに、市町村、事業者、関係団体等及び民間支援団体との有機的連携を図る責務を有する。

2 県は、市町村、県民、事業者、関係団体等及び民間支援団体による特定援助者等支援の一層の促進のために情報の提供、助言その他の必要な支援を行うものとする。

(市町村の責務)

第5条 市町村は、基本理念にのっとり、児童福祉法（昭和22年法律第164号）、社会福祉法（昭和26年法律第45号）、介護保険法（平成9年法律第123号）、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）その他の法律に基づくサービス（以下「法令等サービス」という。）の提供及び特定援助者等支援に関する施策の実施に取り組むとともに、包括的な相談支援体制の整備、特定援助者等の社会参加のために必要な支援及び住民相互の交流促進を通じた互いに支え合う地域づくりの推進に主体的に取り組むよう努めるものとする。

2 市町村は、法令等サービスによっては十分な援助を受けることができないと考えられる特定援助者等又は必要な援助を受けることができていない特定援助者等に対して、制度の創設、地域の社会資源の活用その他の方法によって、支援するよう努めるものとする。

(県民の役割)

第6条 県民は、基本理念にのっとり、あらゆる機会を通じて、特定援助者等についての理解と関心を深めるとともに、見守り及び声かけその他の特定援助者等支援に努めるものとする。

(事業者の役割)

第7条 事業者は、基本理念にのっとり、特定援助者等支援の必要性についての理解を深め、その事業活動を行うに当たっては、県及び市町村が実施する特定援助者等支援に関する施策の推進に協力するよう努めるものとする。

2 事業者は、その雇用し、又は雇用しようとする者が特定援助者である可能性があることを認識し、その就労と家庭内援助との両立ができるよう配慮に努めるものとする。

(関係団体等の役割)

第8条 関係団体等は、基本理念にのっとり、県及び市町村が実施する特定援助者等支援に関する施策に積極的に協力するよう努めるものとする。

2 関係団体等は、その業務を通じて日常的に特定援助者に関わる可能性があることを認識し、特定援助者を認知したときは、その意思を尊重しつつ、その家庭内援助の現状並びに特定援助者等の健康状態及び生活状況を確認し、特定援助者等支援の必要性の有無、特定援助者の家族等に他に家庭内援助を必要とする者がいないか把握に努めるものとする。

3 関係団体等は、特定援助者等支援が必要と考えられる者に対し、特定援助者等支援を行う機関の紹介その他の情報提供その他の必要な支援を行うよう努めるものとする。

4 教育に関する業務を行う関係団体等は、日常的に児童、生徒、学生その他の教育を受ける者と接する機会を活用し、特定援助者を認知したときは、その意思を尊重しつつ、教育の機会の確保の状況、その家庭内援助の状況並びに特定援助者等の健康状態及び生活状況を確認し、特定援助者等支援の必要性について早期の把握に努めるとともに、早期の支援につながるよう必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(個人情報の活用と保護)

第9条 県、市町村、関係団体等及び民間支援団体は、特定援助者等支援の実施に当たっては、必要に応じてその保有する個人情報を共有するよう努めるものとする。

2 前項の規定による個人情報の共有は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）その他の法律の規定に基づき、又は本人の同意を得て行うものとする。

3 第1項の規定により共有する個人情報の内容及び共有する者の範囲は、必要な最小限のものとしなければならない。

(特定援助者等支援に関する施策の推進)

第10条 県は、市町村と連携協力して、別表に掲げる施策その他の特定援助者等支援のために必要となる施策を推進するものとする。

(人材の育成等)

第11条 県は、特定援助者等支援が適切に行われるよう、相談対応、助言、日常生活及び社会生活の支援その他の特定援助者等支援又はそれらの支援の調整を担う人材の育成及び確保に必要な施策を講ずるものとする。

(普及啓発)

第12条 県は、特定援助者等支援の重要性について県民の理解と関心を深めるため、家庭、学校、職域、地域その他の様々な場を通じて、研修の充実その他の方策により、必要な普及啓発活動を行うものとする。

(財政上の措置)

第13条 県は、特定援助者等支援に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(孤独・孤立を防ぐ温もりのある支え愛社会づくり審議会)

第14条 県は、県が単独で、又は市町村、県民、事業者、関係団体等、民間支援団体等と協働して行う特定援助者等支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進のため必要な事項を調査審議し、及びその施策の実施状況を検証するため、孤独・孤立を防ぐ温もりのある支え愛社会づくり審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

- 2 審議会は、委員20人以内で組織する。
- 3 委員は、特定援助者等、特定援助者等支援を行う団体に属する者、特定援助者等支援について知見を有する者その他知事が適当と認める者から知事が任命するものとする。この場合において、委員のうち、2人以上は、県内において特定援助者等支援を現に行っている者とする。
- 4 委員は、引き続いて1年以上、国、県又は市町村の職員又は職員であった者が半数を超えてはならない。
- 5 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠又は増員により任命された委員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。
- 6 委員は、再任されることができる。
- 7 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、審議会が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年1月1日から施行する。
(鳥取県附属機関条例の一部改正)
- 2 鳥取県附属機関条例（平成25年鳥取県条例第53号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、太枠で示すように改正する。

改 正 後		改 正 前	
別表第1（第2条関係）		別表第1（第2条関係）	
名称	調査審議する事項	名称	調査審議する事項
略		略	
鳥取県福祉のまちづくり推進協議会	福祉のまちづくりのための施設等の整備基準及び福祉のまちづくりの推進のために必要な施策に関する事項	鳥取県福祉のまちづくり推進協議会	福祉のまちづくりのための施設等の整備基準及び福祉のまちづくりの推進のために必要な施策に関する事項
孤独・孤立を防ぐ温もりのある支え愛社会づくり審議会	鳥取県孤独・孤立を防ぐ温もりのある支え愛社会づくり推進条例（令和4年鳥取県条例第号）第14条第1項に規定する事項		
略		略	

別表（第10条関係）

区分	施策の主な内容
特定援助者等に対する一般的施策	<ol style="list-style-type: none"> 1 特定援助者等、関係団体等、民間支援団体、県民等の幅広いネットワークの充実及び連携を推進すること。 2 既存の法令等サービスによっては十分な援助を受けることができていないと考えられる特定援助者等を、制度の創設、地域の社会資源の活用その他の方法によって支援すること。 3 特定援助者等に対するアウトリーチも含めた相談体制の整備又は充実を図ること。この場合において、相談対応に際しては、利便性に配慮するとともに、必要に応じてソーシャルネットワーキングサービスその他の情報通信技術を活用すること。 4 ピアサポートの推進や自助グループの育成を図ること。 5 支援に関する制度その他の社会規範の情報を必要とする者に届くよう適切に情報提供を行うこと。 6 特定援助者等に対する包括的な支援を行うこと。 7 特定援助者等が支援を求める旨の意思表示をしやすい環境を整備すること。 8 特定援助者の家庭又は学校以外の居場所の確保及び社会参加に向けた支援を行うこと。
ヤングケアラーをはじめとする特定援助者を支援する施策	<ol style="list-style-type: none"> 1 特定援助者が休息若しくは休養を要する場合又は家庭内援助を行うことが特定援助者にとって不利益となる場合に一時的に特定援助者に代わって家庭内援助を提供する取組その他の負担軽減につながる必要な支援を行うこと。 2 特定援助者等のみならず広く県民が家庭内援助に関する理解を深めるために必要な情報の提供、研修の実施その他の普及啓発活動を行うこと。 3 特定援助者の修学又は就業に関する支援を行うこと。 4 育児又は介護と仕事との両立を容易にするために事業者が特定援助者に対して行う取組を支援すること。 5 関係団体等に属する者を対象とした、特定援助者を早期に認知するための研修及び県民への普及広報活動を行うこと。
障がい者、高齢者等の被援助者を支援する施策	<ol style="list-style-type: none"> 1 被援助者がその希望に応じて地域での生活を営むことができるよう、福祉サービス、生活訓練、就労支援その他のサービスの充実を図ること。 2 1に掲げるサービスの提供を受けることができる機会の確保及び充実を図るため、必要な施設の整備を推進すること。 3 特定援助者の高齢化その他の事情により援助が困難となった場合においても、被援助者の希望に応じて地域での生活を続けられるよう支援すること。 4 被援助者が、その人格と個性を尊重され、その特性に応じた必要な配慮や支援を受けながら、地域社会の中で自分らしく安心して生活することができる社会の実現のため、あいサポート運動、認知症サポーターの養成・支援その他の活動を推進すること。

(注) この表において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ次に定めるとおりとする。

- 1 アウトリーチとは、必要とする支援が届いていない者に対して、積極的に働きかけて、必要な支援を受けさせ、又は支援を受けるための情報を提供する手法をいう。
- 2 ソーシャルネットワーキングサービスとは、登録された利用者同士が交流できるウェブサイト上の会員制サービスのことをいう。
- 3 ピアサポートとは、同じような立場や課題に直面する者が互いに支え合うことをいう。
- 4 自助グループとは、同じ問題を抱える者が集まり、相互理解や相互支援を行う集団をいう。

- 5 ヤングケアラーとは、家族に介護その他のケアを要する人がいる場合に、大人と同様、家事や家族の世話、介護、感情面のサポート等を行っている18歳未満の子どもをいう。
- 6 あいサポート運動とは、県民が多様な障がいの特性の理解に努め、障がいのある者に温かく接するとともに、障がいのある者が困っているときにちょっとした手助けを行うことにより共生社会を目指す運動をいう。
- 7 認知症サポーターとは、認知症に対する正しい知識と理解を持ち、地域で認知症の患者やその家族に対してできる範囲で手助けする者をいう。

鳥 取 県 議 会
令和 4 年 12 月 定例会
(令和 4 年 12 月 22 日)

議案第 20 号「鳥取県孤独・孤立を防ぐ温もりのある支え愛社会づくり
推進条例」に対する附帯意見

本条例の施行に当たっては、住民に身近な市町村の役割が極めて重要であるが、各市町村において直面する状況も多様であり、取組の実施状況や充実度など、包括的支援体制の構築に向けた歩みが一様でないことを踏まえ、改めて県において速やかに市町村の理解を得ながら、市町村及び関係団体等との有機的連携を十分図るとともに、地域共生社会の実現に向けて本条例の実効性を確保するよう努めること。

令和5年度事業実施の方向性

令和5年度事業について、現在考えている検討ポイント

- 窓口機能の強化
- アウトリーチ、ネットワーク・居場所づくり
- 人材育成
- ピアサポート
- 広報

事前照会でいただいたご意見

【照会内容】

孤独・孤立対策に関する令和5年度事業に対するご意見・ご要望

<ご意見・ご要望などを検討いただく際の観点>

- ・「相談窓口」、「アウトリーチ・ネットワークづくり」、「人材育成」、「ピアサポート」、「地域づくり」
- ・既存事業にはない新たな取組例 など

1 令和5年度事業実施に向けたご意見・ご要望など

機関名	意見
一般社 団法人 鳥取県 母子寡 婦福祉 連合会	<p>相談窓口、ネットワーク</p> <p>・相談者が相談先担当者と繋がることのできたと実感できる事務的ではない丁寧な傾聴の実践</p> <p>① 相談者が相談をかけると「それについては〇〇のところに連絡してください」と相談者に次の連絡先だけ伝えることのみで終わってしまい、相談者は次の相談窓口にも同じことを説明し、たらいまわし状態が生まれているケースがある。相談先の案内だけでは終わらず、次に繋ぐ場合 相談者の同意を得て、まず支援者が次の相談先に相談していくというマニュアル作成を望む。せめて次の機関を紹介する時は担当課だけでなく担当者名を伝えてあげてほしい。</p> <p>② 各関係機関と情報を共有しなければならない場合の 核になるコーディネーターの配置を願う。家庭の複合的課題に対してスムーズな連携・次への引き継ぎ方等コーディネーターに各支援機関が相談できる。</p> <p>相談窓口、関係機関相互が統一的な取り組みを実施し、顔の見える連携作り。</p> <p>③ 連携するための個人情報管理の在り方</p> <p>④ 同行支援の大切さを感じている。</p>
	<p>居場所づくり・寄り添いの場</p> <p>・相談は一度きりでは終わらない。</p> <p>お互いの顔が見え胸の内を話せるようになると その家族の様々な複合的課題を知ることとなる。相談者の悩み・不安をひとつひとつ丁寧に傾聴する時間が、支援者には必要である。共助的要素も含めた内容で 落ち着いたリラックスできる空間での居場所でアドバイスを受けることができるような相談場所設置を望む。</p> <p>孤独孤立等の問題が次の深刻な問題に進まないよう予防も含めたアプローチが必要と考える。</p>
	<p>人材育成</p> <p>・相談を受ける側の更なるスキルアップを重く感じている。定期的な日程でたとえ少人数でも顔の見える研修の機会・事例検討会を作ってほしい</p>
	<p>地域づくり</p> <p>民生委員・児童委員との協力</p>
	<p>企業との連携</p> <p>企業への啓発活動・まず社会的貢献参加企業への主旨説明会実施</p>

鳥取県 民生児 童委員 協議会	福祉分野を一言で言えば「申請主義であり且つ契約行為となること」「個人情報保護から本人の同意が得られていること」が基本的原則になっていて、おのずと孤独・孤立を見いだせにくい、アウトリーチしにくい環境になっていると言える。情報が届く仕組みと、評価の手法が必要と思う。
	孤独・孤立への対策を様々に取り組み中で、対象となる方の程度の判断レベルが既にあるならば知りたい。無ければ創出して関わりを持つときの共通認識とすべき。
日本司 法支援 セン ター鳥 取地方 事務所 (法テ ラス鳥 取)	<p>支援情報・個人情報の共有</p> <p>前回会議で要望を上げましたが、支援者・支援機関同士の情報共有において、知事もおっしゃっていましたが、条例化や窓口情報を集約するなどして、迅速に、簡易に、複数の関係機関が関わることができる環境づくりを検討いただきたい。</p> <p>要支援者に法律相談が必要な場合の、電話等（オンライン含む）法律相談の提案</p> <p>法テラスでは新型コロナ下において、電話等（オンライン含む）での無料法律相談※を実施しており、今後も（将来的に新型コロナ感染症対策が不要になったとしても）継続する見込みです。</p> <p>実施の際に、電話での場合は当方から架電するため通話料などはかかりませんが、要支援者に電話、PCやタブレットといったインフラが整わない場合や、オンライン相談の場合、PC・タブレットがあっても通信料がかかるため、費用負担の問題があります。</p> <p>市役所など自治体の端末や、支援者さんが持ち歩く端末（もしくは孤独・孤立対策に特化して予算化された端末などのインフラ）が利用できれば、なるべく要支援者の負担が少ない形で、オンライン相談が実施でき、相談場所へ出向く必要がないため高齢の方や障がいをお持ちの方などにも活用いただけますし、支援者さんが同席するハードルも下がるように思います。</p> <p>※無料法律相談は資力要件あり</p>
社会福 祉法人 鳥取県 社会福 祉協議 会	<p>孤独・孤立を防ぐ温もりのある支え愛社会づくり推進条例制定も踏まえ、実効性があるものにしていくために、各種団体や社会福祉法人等が県と個別に意見交換する機会を設定してはどうか。</p> <p>上記意見交換等も踏まえ、条例の「特定援助者等支援に関する施策」を推進するうえで「行動計画（目標・役割・具体的事業・スケジュールなど）」を策定してはどうか。</p> <p>孤独・孤立を感じている方向けのリーフレット作成を検討されているのであれば、支援者向けの具体的な取り組み等を含めた手引きになるような資料も必要ではないか。</p> <p>先駆的な取り組みを実施する市町村・関係機関等へのモデル助成制度の創設を検討してはどうか。</p>

米子市	<p>多文化共生推進事業について</p> <p>・多文化共生サポーターの活動活性化支援</p> <p>外国人の相談窓口として多文化共生サポーターの周知と、サポーターを中心とした外国人住民のネットワークづくり、集まれる場づくりの支援を希望します</p>
湯梨浜町	新しくできた条例の内容を、各方面に浸透させるような事業

2 その他のご意見

機関名	意見
鳥取県 民生児 童委員 協議会	プラットフォームとした場合、相談者の個人情報に関わる本人同意の範囲を明確に管理していく仕組みが有るべきと思う。プラットフォームとバックヤードの分類と連携を整備すべき。データベース化の検討も行うべき。
社会福 祉法人 鳥取県 社会福 祉協議 会	<p>孤独・孤立状態にある方に気付き専門職等につなぐ民生委員・児童委員の役割は非常に重要です。12月1日に一斉改選が行なわれたところですが、業務多忙や定年延長等により担い手不足や短期交代が課題となっています。</p> <p>例えば民間企業の協力を得る仕組み（企業による消防団協力事業所の例など）を検討するなど、現役民生委員のフォローや欠員エリアを補完する視点も必要ではないでしょうか。</p>
湯梨浜 町	<p>認知症サポートプロジェクト事業</p> <p>認知症施策推進総合戦略の中に、認知症の危険因子の一つに難聴の記載があります。</p> <p>令和3年1月公表の国立研究開発法人国立長寿医療研究センターの研究結果では難聴になると認知機能が低下する。また、一般社団法人日本認知症予防学会理事長（鳥取大学医学部保健学科教授 浦川克哉氏）の著書「科学的に正しい認知症予防講義」では、中年期に難聴になると認知症の発症リスクが1.9倍高まるとの推計もあります。</p> <p>聞こえづらさから、人との関わりが希薄となり、やがて孤立へと繋がります。</p> <p>本町では介護要因の第1疾患が認知症であること及びコロナ禍における要介護者増の主因のひとつが認知症であることから、令和3年8月にコロナ臨時交付金を活用して65歳以上の方を対象に補聴器購入費の一部補助を始めました。この施策は、コロナ禍終了後も社会参加による認知症予防、介護予防施策として継続したいと考えており、補助金の創設についての検討を進めていただきたく要望します。</p>

孤独・孤立に関する各部署の取組（令和4年度 当初予算）

【令和新時代創造本部】

事業名（予算額）	事業概要	所管課
SDGs 推進事業 (7,155 千円)	SDGs が掲げる「誰一人取り残さない」との理念に基づき、官民が連携・協力して SDGs の普及啓発・実践推進に取り組む。	新時代・SDGs 推進課
男女共同参画センター費（相談事業） (18,706 千円の内数)	男女共同参画センターにおいて、専門相談員や有資格者による、様々な問題（こころ、暮らし、夫婦・家族関係 等）についての相談支援を行う。	女性活躍推進課

【交流人口拡大本部】

多文化共生推進事業 (24,994 千円)	外国人が安心して訪問、生活できる多文化共生社会を推進していくため、外国人総合相談窓口や多文化共生サポーターの設置・運営、やさしい日本語の活用推進、災害時外国人支援の取組を行う。	交流推進課
--------------------------	--	-------

【危機管理局】

鳥取県災害ケースマネジメント社会実装事業 (12,006 千円)	鳥取県中部地震等、過去の災害の教訓をもとにした被災者支援等を踏まえ、全国に先駆けて設置した『鳥取県災害福祉支援センター』と連携して、災害ケースマネジメントを全県展開し、災害ケースマネジメントの社会実装を目指して更なる取組を進める。	危機管理政策課
-------------------------------------	---	---------

【総務部】

事業名（予算額）	事業概要	所管課
人権尊重の社会づくり相談ネットワーク事業 (3,719 千円)	県民の方から寄せられる人権侵害と推測される相談に対して、傾聴、共感、示唆、助言等を行うことにより、人権問題の解決と真に人権が尊重される社会づくりの推進に資する。	人権・同和対策課
(新) LGBT 寄り添い相談事業 (1,052 千円)	多様な性を認め合い誰もが自分らしく生きることができる社会づくりを推進するため「鳥取県 LGBT 電話相談窓口」を設置し、相談支援の充実を図る。	人権・同和対策課

【地域づくり推進部】

事業名（予算額）	事業概要	所管課
中山間地域見守り活動支援事業 (ー 千円)	中山間地域等で事業活動を行っている事業者、市町村及び県との間において、高齢者等の見守り活動を行うための協定を締結。住民の日常生活の異常を早期発見する体制を整備することにより、安心して生活できる地域づくりを推進する。	中山間地域政策課

【福祉保健部】

事業名（予算額）	事業概要	所管課
コロナ後の生活困窮者総合支援事業 （86,338千円）	生活困窮者の経済的自立のみならず、日常生活や社会生活などにおける本人の状態に応じた自立を総合的に支援する。	福祉保健課
市町村包括的福祉支援体制整備推進事業 （8,034千円）	低所得者、介護、ひきこもり対策など、従来縦割り制度による相談支援体制では解決しきれない課題に対応するため、市町村に包括的な支援体制を整備する。	
鳥取県再犯防止推進事業 （29,655千円）	国、民間団体等による再犯防止関連機関のネットワークの構築により連携を促進するとともに、犯罪をした者等が適切な福祉支援等を受けることにより、円滑に地域社会の一員として復帰できるよう支援を行う。	
民生委員費 （82,719千円）	地域における見守り活動を行う民生委員・児童委員の活動をバックアップするため、その活動経費を支援し、民生児童委員協議会等の行う研修事業等に対して補助をする。	
障がい者情報アクセスモデル県推進事業 （21,211千円）	情報アクセシビリティ・コミュニケーション推進のため、鳥取県障がい者 ICT 相談窓口の設置、視覚障がい者の情報アクセシビリティの向上を図るための機器の整備と同行援護従事者の確保、きこえない・きこえにくい子や家族のための相談窓口や関係機関の専門性を生かした支援機能を結び付ける中核となるセンターを整備する。	
地域生活支援事業（相談支援体制強化事業） （2,613千円）	障がい者等が地域で自立した日常生活又は社会生活を営むことのできる相談支援体制を整備するため、市町村域を超えた広域的な支援を行う。	
盲ろう者支援センター運営事業 （42,202千円）	盲ろう者（視覚と聴覚の両方に障がいのある方）が社会から孤立せず、安心して暮らすことを支援するために設置した「鳥取県盲ろう者支援センター」において、盲ろう者向け通訳・介助員の養成・派遣や専門の相談員による相談支援、生活・コミュニケーション訓練等を実施する。	
視覚障がい者情報支援事業 （67,865千円）	情報の取得・利用、コミュニケーションに困難を抱える視覚障がい者等が、障がいの特性に応じたコミュニケーション手段やその他情報を取得する手段により、円滑に情報を取得し、及び利用できるよう視覚障がい者支援センターの運営をはじめ、各種事業を実施する。	
聴覚障がい者センター事業（聴覚障がい者意思疎通支援事業） （26,315千円）	県内3箇所を設置した聴覚障がい者の総合的な拠点である鳥取県聴覚障がい者センターにおいて、聴覚障がい者の社会参加を推進するよう、多様な取組を行う。	

地域生活支援事業 (生活訓練等事業) (7,464千円)	障害者社会参加推進センターの設置や障がい者に対し、日常生活に必要な訓練・指導等を行うことにより、日常生活の質的向上や障がい者の地域における自立生活と社会参加の促進を図る。	
地域包括ケア推進支援事業 (27,479千円)	団塊の世代が75歳以上となる2025(令和7)年に向け、住み慣れた地域で暮らし続けられる「地域包括ケアシステム」(住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される地域づくり)の構築が市町村に求められている。県においては、市町村による「地域包括ケアシステム」の構築・深化に向けて市町村の取組を支援する。	長寿社会課
いきいきシニア人生 充実応援事業 (77,856千円)	要介護者や独居の高齢者世帯が増加する中、要介護者の支援や地域の助け合い等において、元気な高齢者には地域の担い手としての活躍が期待されていることから、元気な高齢者の生きがいつくり・健康づくりを支援し、その活動の促進を図る。	
福祉施設版共生ホーム 推進事業 (2,000千円)	高齢者、障がい者、児童など地域住民の誰もが集う居場所である「鳥取ふれあい共生ホーム」を県内に広げるため、施設整備・改修等に必要な経費を支援する。	
元気なシニアパワー で地域を支える仕組み づくり事業 (3,730千円)	地域包括ケアシステムの充実が急務となる中、持続可能な社会を構築するため、介護関係団体、市町村、シニアバンク等と連携し、介護施設・事業所の人材を補う介護助手の養成及び市町村が実施する介護予防生活支援・サービスの担い手・サポーターの創出により、元気シニア等が介護分野で活躍できる環境を整備する。	
認知症サポートプロ ジェクト事業 (59,184千円)	超高齢社会において認知症への対応は喫緊の課題となっていることから、国の「認知症施策推進大綱」を踏まえ、認知症の人やその家族の視点に立った総合的な取組を推進していく。	
デジタルを活用した 認知症予防啓発事業 (13,953千円)	認知症は、早い時期から発症リスク因子を減少させることで、発症の遅延や進行の抑制の可能性があるとわかってきており、ICTも挿入しながら、認知症に対する啓発・情報発信の強化、予防教室の拡充など、多くの高齢者がライフスタイルに合わせて早期からリスクを減少させる予防の実践が可能となるような環境を構築していく。	
みんなで支えあう 自死対策推進事業 (29,624千円)	平成30年4月に自死対策計画「みんなで支え合う自死対策プログラム」を策定し、積極的な普及啓発活動やLINEを活用した相談事業を実施する。	健康政策課
ひきこもり対策推進	SNS(LINE)を活用した相談事業を開始するほか、家族会等を	

事業 (32,391 千円)	含めた家族への支援、市町村が進める相談・支援の向上に対するバックアップ機能を一体的に推進し、ひきこもりからの早期の脱却、早期支援ができる体制の充実・強化を図る。	
熱中症対策事業 (1,044 千円)	対面での声かけや見守り活動の支援、各種媒体を活用した広報活動の実施など、熱中症による健康被害を未然に防ぐための取組を実施する。	

【子育て・人財局】

事業名（予算額）	事業概要	所管課
ヤングケアラー支援強化事業 (14,890 千円)	SNS相談窓口の設置、電話相談の24時間化、オンラインサロンの開催などヤングケアラーに対する支援体制の強化を図る。	家庭支援課
子どもの貧困対策総合支援事業 (26,298 千円)	こども食堂を含めた子どもの居場所づくり（立ち上げ、運営）に取り組む市町村等を支援	
子どもと家庭の生活・相談支援拠点サポート事業 (24,213 千円)	子どもや生活困難者にとって身近な社会資源である子どもの居場所を整備・活用し、専門スタッフが子どもやその世帯が抱える個別の課題解決に向けてきめ細やかに対応することにより、総合的に子どもを支援する居場所づくりに取り組む市町村を支援する。	
社会的養育における子どもの権利擁護推進事業 (6,159 千円)	県版アドボカシー（本県での社会的養育を受けている子どもの意見表明をサポート又は代弁する仕組み）の体制を検討、構築する。	
児童養護施設等入所者支援事業 (8,353 千円)	児童養護施設等に入所している児童等の自立支援のため、自動車運転免許の取得費用の補助や、家賃、生活費等の無利子貸付を行う。	
社会的養護自立支援事業 (7,423 千円)	児童養護施設等への入所措置を解除された者等のうち、自立のための支援を継続して行うことが適当な場合について、居住費や生活費等を助成する。	
退所児童等アフターケア事業 (15,297 千円)	児童養護施設等に入所している児童等が進学・就労・賃貸住宅への入居の際に保証人となった施設長等が保証債務を履行した場合に弁済した経費を補助する。また、児童養護施設等を退所した者に対し、就職や人間関係等の相談に応じ、必要な支援を行う。	
婦人相談所費 (2,805 千円)	困難や不安を抱える女性やDV被害者等からの相談に寄り添い、相談支援等（夜間・土日祝日を含む電話相談、婦人相談員による専門的な対応、弁護士による法律相談など）を行う。	
DV被害者等総合支援事業 (31,900 千円)	DV被害者のうち、一時保護後にすぐに自立生活に移行できない方に対して心のケアや自立に向けた準備を行うステップハウスを運営する。また、DV被害者等への支援を行う民間	

	団体等に対し、一時保護や被害者の自立支援のために要した経費及び先進的・専門的な取組みにかかる経費を助成する。	
ひとり親家庭学習支援事業 (9,980千円)	ひとり親家庭の児童等に対して、大学生や教員OB等の学習支援員による学習支援の実施に要する経費及び学習会場までの送迎を行う経費を助成する。	
ひとり親家庭寄り添い支援事業 (3,560千円)	ひとりで悩みを抱えているひとり親が気軽に相談ができる窓口「ひとり親家庭相談支援センター」を県内3カ所の県立ハローワークに設置し、支援が必要なひとり親を市町村等の支援機関へ繋ぐ。	
健やかな妊娠・出産のための応援事業 ・とっとり妊娠SOS相談体制整備事業 (3,615千円)	思いがけない妊娠（予期せぬ妊娠）は、虐待等へつながるリスクが高い一方で、その性質からなかなか行政機関への相談に繋がりにくいことから、「妊娠」、「出産」、「児童養護」、「女性保護」などに係る多様な相談機関の一つとして、民間の「とっとり妊娠SOS相談窓口」を設置する。	
(新)産前産後のパパママほっとずっと応援事業 (10,765千円)	産後うつ及び児童虐待を防止するため、産後に強い育児不安を抱えているにも関わらず家族等から十分な家事及び育児など援助が受けられない者に対して支援を行う産後ケア事業の利用を促進する。また、産後ケア事業を利用していない産婦や、事業の対象とはならないまでも孤立・孤独感を感じている妊産婦の不安を解消するため、地域・家庭における心の休息（レスパイト）のとれる居場所づくりを行う。 ・産後ケア無償化事業 ・助産所施設・設備整備事業 ・(新規)地域の助産所等による妊産婦への寄り添い支援事業 ・(新規)新米パパに贈る子育て教室	
不登校対策事業 (12,674千円)	不登校児童生徒に対する教育の機会を確保するため、フリースクールを運営する事業者を支援する。また、家庭の経済状況にかかわらず、義務教育段階にある児童生徒の学びや成長を保障するため、フリースクール等に通う児童生徒の通所費用等を支援する市町村を支援する。	総合教育推進課

【生活環境部】

事業名（予算額）	事業概要	所管課
犯罪被害者等相談・支援事業（性暴力被害者支援事業） (22,379千円)	性的暴力を受けた被害者支援に係る電話・面接相談や医療的・法的支援のほか、支援員養成講座や研修、関係機関の協議会の運営などを総合的に行う「性暴力被害者支援センターとっとり」の運営費を支援する。	くらしの安心局くらしの安心推進課

<ul style="list-style-type: none"> ・身近な消費生活相談窓口機能強化事業 (37,259 千円) ・消費生活センター事業費 (消費者行政費 21,240 千円の一部) 	<ul style="list-style-type: none"> ・今後、配慮を要する消費者が増加することが予想されることから、住民に身近な市町村役場で消費生活相談を受けられ、必要に応じて介護や見守りなどの福祉施策と連携した問題解決につなげられる体制を強化する。 ・高齢者等の消費者被害防止のため、市町村における消費者安全確保地域協議会 (見守りネットワーク) の設置を促進する。 	くらしの安心局消費生活センター
住宅セーフティネット支援事業 (14,081 千円)	民間賃貸住宅を活用した重層的な住宅セーフティネットを構築し、高齢者、障がい者、子育て世帯等の住宅確保に配慮を要する方の住宅確保の円滑化を図るため、住宅セーフティネット法に基づくセーフティネット住宅への改修・家賃低廉化支援や、行政、不動産・福祉関係団体等で構成する鳥取県居住支援協議会の活動支援等を行う。	くらしの安心局住まいまちづくり課
IoT による高齢者見守り・緊急通報モデル事業 (4,378 千円)	県営住宅における単身高齢者世帯の増加に伴い、住戸内での急な体調の変化等への対応が課題となっていることから、緊急時に自動で通報する IoT 技術を活用した高齢者の見守り・緊急通報システムの試験運用に取り組み、単身高齢者が安心して暮らし続けられる地域づくりを進める。	

【商工労働部】

事業名 (予算額)	事業概要	所管課
鳥取県立ハローワーク管理運営事業 (73,564 千円)	市町村の福祉担当課や社会福祉協議会等と連携し、生活困窮者の就労を支援する。 鳥取保護観察所、鳥取労働局、鳥取刑務所等と連携し、刑務所出所者等の就労を支援する。	鳥取県立ハローワーク

【教育委員会事務局】

不登校生徒等訪問支援、居場所づくり事業 (21,877 千円)	不登校 (傾向) やひきこもり状態にある青少年を学校復帰や社会参加に向けて支援する教育支援センターを、県内 3 地区に設置する。	いじめ・不登校総合対策センター
不登校生徒等への自宅学習支援事業 (9,431 千円)	高校生年代のひきこもり (傾向) の状態にある青少年及び主に自宅で過ごしている不登校児童生徒に対して、県内 3 か所の教育支援センターに自宅学習支援員を配置し、インターネットを介した学習教材を使用して、学習支援や心的なサポート等を行う。	
スクールソーシャルワーカー活用事業 (74,697 千円)	スクールソーシャルワーカーを配置する市町村教育委員会へ助成するとともに、スクールソーシャルワーカーの資質向上のための研修やスーパーバイザーによる支援を行う。	

<p>不登校児童生徒支援事業 (15,917千円)</p>	<p>市町村教育委員会と協働した学校の体制づくりと児童生徒理解に基づく支援を充実させる取組や小学校への「学校生活適応支援員」の配置、中学校への「校内サポート教室」の設置等を行い、不登校の未然防止や早期発見、早期対応に取り組む。</p>	
-----------------------------------	---	--

孤独・孤立に関する各部署の取組（令和4年度 補正予算）

【交流人口拡大本部】

事業名（予算額）	事業概要	所管課
（新）ウクライナ避難 民受入支援事業 （5,000千円） （5月補正）	本県へのウクライナからの避難民受入に備え、生活や言語等に係る支援制度を整備する。	交流推進課

【福祉保健部】

（新）孤独・孤立を防ぐ温もりのある支え愛社会づくり推進事業（7,015千円） （12月補正提案中）	鳥取県孤独・孤立を防ぐ温もりのある支え愛社会づくり推進条例の制定に合わせて、どこかで誰かにつながることで孤独・孤立を防ぐために有効なことから、まず相談窓口など取組の情報が広く県民に伝わるようリーフレットを作成・配布し、誰一人取り残さない社会づくりに活用するとともに、施策の調査審議・実施状況の検証を行う審議会を設置する。 また、孤独・孤立を感じる人等に施策を届けるために、相談窓口の市町村と連携した周知や対策事業の拡充を図る。	福祉保健課
（新）生活困窮者緊急支援事業（1,453,663千円）（5,9月補正）	ウクライナ危機や円安などの影響による物価高騰が継続していることから、孤独・孤立に陥る危険性の高い生活困窮者に対し、当面の生活を維持し、自立に向けた活動が円滑に行われるよう、緊急的な支援を実施する。	福祉保健課
（新）家庭支援研究事業（2,852千円）（5月補正）	ヤングケアラー、8050問題、老老介護などについて、市町村等関係者の意見を聞きながら、援助を必要とする人と家族が抱える課題を把握し、支援するための対応策等について研究を行い、課題の解決を図る。	福祉保健課
（新）孤独・孤立に関する相談窓口設置事業（9,900千円）（9月補正）	エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた所得の減少や失業等による生活困窮者をはじめ、様々な悩みを抱える方の相談先として、孤独・孤立に関する相談窓口を設置し、各相談窓口や支援機関等と連携しながら支援の充実を図る。	福祉保健課
（新）障がい者情報アクセシビリティ・コミュニケーション向上支援事業（6,848千円）（9月補正）	障がい者の意思疎通の環境改善を図るため、音声を文字として表示できるディスプレイの設置や手話通訳者を介す電話リレーサービスの利用を促進する。	障がい福祉課
（新）「鳥取県型（要医ケア障がい者支援特化型）生活介護事業	常時医療的ケアを要する超重度障がい者の在宅生活を支える「鳥取県型（要医ケア障がい者支援特化型）生活介護事業所」の運営を支援し、自宅でサービスを	障がい福祉課

所」運営支援事業 (8,000千円)(9月補正)	利用しながら地域で生活できる環境づくりを進める。	
-----------------------------	--------------------------	--

【子育て・人財局】

(新)ひとり親世帯生活支援特別給付金支援事業(14,000千円)(5月補正)	新型コロナウイルス感染症や物価高騰等の影響を勘案し、低所得のひとり親世帯に対し、子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯分)を支給する。	家庭支援課
--	---	-------

【商工労働部】

(新)県立ハローワーク生活困窮者相談支援強化事業(4,000千円)(5月補正)	生活困窮者が生活の基盤を整え自立できるよう、県立ハローワークにおける相談機能の強化・充実を図る。	鳥取県立鳥取ハローワーク
---	--	--------------